○農林水産省

一三九〇　中央卸売市場開設区域の変更に関する件　一　四　215　三
一三九一　中央卸売市場の開設に係る認可を失効する件　一　四　215　一
一三九二　保安林の指定を解除する件　一　四　215　一
一三九三―一三九六　保安林の指定施業要件を変更する件　一　四　215　一
一三九七　漁港指定の一部を改正する件　一　四　215　一
一三九八―一四〇二　保安林の指定をする件　一　四　215　一
一四〇三　家畜改良増殖法第十四条第一項第一号の証明書を発行することができる法人として指定した件　一　四　215　一
一四〇四　植物性たん白の日本農林規格の一部を改正する件　五　四　215　一
一四〇五　植物性たん白についての製造業者等の認定の技術的基準の一部を改正する件　五　四　215　一
一四〇六　ウスターソース類の日本農林規格の一部を改正する件　五　四　215　一
一四〇七　ウスターソース類についての製造業者等の認定の技術的基準の一部を改正する件　五　四　215　一
一四〇八　保安林の指定をする件　五　四　215　一
一四〇九―一　〃　六　四　215　一
一四一〇　保安林の指定を解除する件　六　四　215　一
一四一一―一四一四　保安林の指定をする件　六　五　215　一
一四一五―一四一八　保安林の指定をする件　七　四　215　一
一四一九　型式検査に合格した農機具の型式等について報告があった件　七　四　215　一
一四二〇　肥料を登録した件　七　五　215　一
一四二一　肥料の登録の有効期間を更新した件　七　五　215　一
一四二二　肥料の名称及び生産業者又は輸入業者の住所の変更に係る届出があった件　七　五　215　一
一四二三　肥料の登録を失効した件　七　五　215　一
一四二四―一四二七　保安林の指定をする件　七　五　215　一
一四二八　肥料の登録を失効した件　七　五　215　一
一四二九―一四三七　保安林の指定をする件　八　六　215　一
一四三八　肥料を登録した件　八　六　216　一
一四三九　肥料の登録の有効期間を更新した件　八　六　216　一
一四四〇　肥料の名称及び生産業者又は輸入業者の名称又は住所の変更に係る届出があった件　八　六　216　一
一四四一　肥料の登録を失効した件　八　六　216　一
一四四二―一四四三　保安林の指定をする件　一三　七　216　一
一四四四―一四五四　保安林の指定を解除する件　一三　七　216　一
一四五五―一四六四　保安林の指定をする件　一五　七　216　一
一四六五　保安林の指定を解除する件　一五　七　216　一
一四六六　農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の規定に基づき、登録認定機関の登録事項の変更の届出があった件　一九　六　216　一
一四六七―一四七〇　保安林の指定を解除する件　一九　六　216　一
一四七一　コロンビア産トミーアトキンス種のマンゴウの生果実に係る農林水産大臣が定める基準を定める件　二〇　四　216　一
一四七二　ベトナム産ヒロセレウス・ウンダーツスの生果実に係る農林水産大臣が定める基準を定める件　二〇　四　216　一
一四七三　収穫基準共済掛金率等及び樹体基準共済掛金率等並びに収穫責任保険歩合及び樹体責任保険歩合を定める件の一部を改正する件　二〇　四　216　一
一四七四―一四七六　保安林の指定施業要件を変更する件　二〇　四　216　一
一四七七―一四八〇　保安林の指定をする件　二一　四　216　一
一四八一―一四八五　保安林の指定を解除する件　二一　四　216　一
一四八六―一四八八　保安林の指定施業要件を変更する件　二一　四　216　一
一四八九　種苗法第十三条第二項の規定に基づき、品種登録出願を取り下げた件　二一　五　216　一
一四九〇　肉用子牛生産安定等特別措置法第五条第九項の規定に基づき、指定肉用子牛の平均売買価格を告示する件　二一　六　216　一
一四九一　農業近代化資金融通法第三条第四項の規定に基づき、同項の農林水産大臣が定める利率を定める件の一部を改正する件　二二　四　216　一
一四九二―一四九三　保安林の指定をする件　二二　四　216　一
一四九四―一四九五　種苗法第四十九条第一項第四号の規定に基づき品種登録を取り消した件　二六　三　216　一
一四九六―一五〇〇　種苗法第四十九条第一項第五号の規定に基づき品種登録を取り消した件　二六　三　216　一
一五〇一―一五〇八　保安林の指定をする件　二六　五　216　一
一五〇九　保安林の指定を解除する件　二六　六　216　一
一五一〇　農業災害補償法第百三十四条第三項の主務大臣が定める畑作物共済の共済目的の区分を定める件の一部を改正する件　二七　三　216　一
一五一一　平成二十二年産の蚕繭に適用する単位当たり共済金額の範囲等を定める件　二七　三　216　一
一五一二　農業災害補償法第百二十条の六第五項の規定に基づき同項の特定の収穫共済の共済目的の種類等につき農林水産大臣が定める細区分を定める等の件の一部を改正する件　二七　四　216　一
一五一三　平成二十二年産のうんしゅうみかん、りんご、ぶどう、なし、もも、いよかん、おうとう、びわ、かき、くり、うめ、すもも、キウイフルーツ及びパインアップル並びに平成二十三年産のなつみかん及びかんきつ類の果樹（うんしゅうみかん、なつみかん及びいよかんを除く。）の果実の単位当たり価額として農林水産大臣が定める金額を定める件の一部を改正する件　二八　三　216　一
一五一四　平成二十二年産の春植えばれいしょに適用する単位当たり共済金額の範囲等を定める件　二八　四　216　一
一五一五　平成二十二年産の茶に適用する単位当たり共済金額の範囲等を定める件　二八　四　216　一